

鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステム 利用開始手続き

1. 利用申込書提出（鳥取県障がい福祉課に提出）

- 利用申請書は、下記提出先に郵送、メール、ファクシミリ又は持参してください。

【鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステムの概要】

スマートフォンのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、利用者の必要とする視覚情報を音声で伝える専用システム

※アイコサポートアプリを使用しますので、アプリのダウンロードが必要です。

【利用対象者等】

ア 対象地域：鳥取県内

イ 対象者：鳥取県に在住する視覚障がいに係る身体障害者手帳を所持している者
(安全面を考慮し、18歳以上の者とする。)

ウ システム利用時間：午前9時から午後9時まで

エ 一人当たりの利用時間上限：4時間／月

2. 提出された申込書を、県が確認します。内容に問題がなければ、利用に必要な特定エリアコードを発行します。

- 県から特定エリアコードを郵送でお知らせします。郵送物での確認が難しい場合には、必要に応じ、電話等でもお知らせします。
- 県からお知らせする特定エリアコードは、システム利用登録時に必要です。

3. 利用開始

- 各自使用されるスマートフォンにより、「アイコサポート」アプリをダウンロードしてください。
- 利用者登録画面において、必要事項を入力する必要があります。
- 地域コードについては、県からお知らせする特定エリアコードを入力してください。
- 入力が完了すれば、即時ID、パスワードがメールにて発行されます。
- 発行されたID、パスワードを使用し、当該システムを利用してください。

【注意事項】

※ 鳥取県外に住所地を移転した場合には、本事業の対象外となるため、サービス利用終了の申し出を行ってください。申し出があった場合には、登録解除させていただきます。引き続きアイコサポートを利用されたい場合は、各自で利用手続きを行ってください。この場合、利用料を各自で負担していただく必要があります。

※ 県の予算が成立しない場合など、サービスが利用できなくなる場合があります。

申込書提出・問い合わせ先

福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 情報アクセス担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話：0857-26-7201 ファクシミリ：0857-26-8136
メール：shougaiukushi@pref.tottori.jp